

冬場の児童の服装について

令和3年度
湧水町立上場小学校

1 登下校の服装

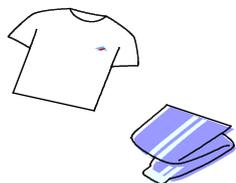
- (1) ジャージのズボン・タイツ着用可（黒っぽいもの）
⇒ その日の天候・健康状態によって保護者・児童が判断する。
※ 降雪があった場合は着用可とする。
※ ハイソックスも可とするが、白色を基本とする。
- (2) 標準服（上着）の中に、ベストやセーター、トレーナーなどを着用してもよい。原則として標準服（上着）からはみださないことを基本に考える。
※ パーカーなどフード（帽子部分）のついたものは、視界確保等の安全面を考慮して不可とする。
※ 華美でないか、サイズは大きすぎないか、学習に適しているかなど、各家庭で判断する。
- (3) 標準服の上からウィンドブレーカー等の上着を着用してもよい。
※ フード付きの場合は、えり部分に収納できるものだけ可。
- (4) 手袋とネックウォーマーを着用してもよい。（マフラーは不可。）
※ 手袋は、朝のボランティア・かけ足のときにも、着用してよい。
※ 使い捨てカイロの使用は火傷の危険性や環境面を考慮し、不可とする。
- (5) 終業式・始業式などの儀式参加のときは、標準服（上着、スカート・ズボン）とする。



2 体育の学習時

原則として体育服（ジャージは脱ぐ。）

- ・ ただし、気温が低い日など、体が温まるまではトレーナーなど、動きやすい素材のものは着用してもよい。（温まったら脱ぐ。）
- ・ フード付きのものやセーター、標準服は不可。
※ 体調不良のため体育学習を見学する場合は、連絡帳や日記等を活用し、保護者から担任へ見学の連絡をする。



着用するものには、すべてに
記名をする。

